技術者等の雇用関係の確認について

主任技術者、監理技術者等及び現場代理人について、直接的及び恒常的な雇用関係を証明するものとして、雇用期間及び確認書類は次のとおりです。

●雇用期間

<table>
<tr><th></th><th>区分</th><th>条件付一般競争入札
（総合評価方式）</th><th>簡易型条件付一般競争入札（事後審査方式）</th><th>随意契約</th></tr>
<tr><td rowspan="4">建設工事</td><td>専任を要する主任技術者</td><td rowspan="3">入札参加申請日以前３か月以上の雇用関係があること</td><td rowspan="3">入札参加申請日以前３か月以上の雇用関係があること</td><td rowspan="7">見積書提出日以前３か月以上の雇用関係があること</td></tr>
<tr><td>専任を要しない主任技術者</td></tr>
<tr><td>監理技術者・特例監理技術者・監理技術者補佐</td></tr>
<tr><td>現場代理人（注１）</td><td colspan="2">開札日以前３か月以上の雇用関係があること</td></tr>
<tr><td rowspan="3">コンサル</td><td>配置予定技術者（主任技術者・照査技術者）</td><td></td><td rowspan="2">入札参加申請日以前３か月以上の雇用関係があること</td></tr>
<tr><td>主任技術者及び照査技術者以外の担当技術者</td><td></td></tr>
</table>

（注１）現場代理人と主任技術者が同一の場合、現場代理人の雇用要件は、主任技術者の条件が適用されます。

●雇用確認書類

（１）～（３）のいずれかの書類を提出してください。

（１）健康保険証等の写し

※保険証等は、**技術者の氏名、資格取得年月日及び事業所名が明記されているもの**で、次に挙げるもの（保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの）とします。

ア　健康保険被保険証又は資格確認書

イ　雇用保険被保険者証

ウ　雇用保険資格取得等確認通知書

エ　健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

※ア の「資格確認書」とは、令和 6 年 12 月 2 日からの健康保険証廃止に伴い、保険者（国民健康保険組合、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等）より発行されるものです。なお、令和 6 年 12 月 1 日時点で有効な健康保険証のコピーについては、その有効期限まで（最長、令和 7 年 12 月 1 日まで）、従来通り作業員の健康保険の加入状況の確認を行うことができます。

（２）監理技術者証、ＲＣＣＭの資格証の写し

（３）上記（１）、（２）で確認ができない場合は、次のいずれかの書類を提出してください。

・給与所得の源泉徴収票＋給与の支払い証明書（最新３か月分）＋後期高齢者医療被保険者証（後期高齢の場合）

※上記の雇用関係書類で生年月日が確認できない場合は、該当者の運転免許証等の写しも必要です。